

公益社団法人 日本顕微鏡学会  
学術運営委員会規程

理事会決定: 平成 25 年 1 月 26 日  
改訂: 平成 26 年 3 月 15 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第1条 定款第44条及び定款細則第43条並びに同細則第44条の規定に基づいて、日本顕微鏡学会学術運営委員会(以下「本委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第 2 章 任 務

(任務)

第 2 条 本委員会は、日本顕微鏡学会の学術活動全般を掌握し、長期的展望のもとに学会の事業全般にわたって、その進むべき方向を明示する上で、学術面においてその中心的な役割を果たすことを任務とする。

- 2 本委員会は、顕微鏡学ならびに関連する学術分野の継続的かつ新たな発展と振興を図るため、次に掲げる事項について企画・提案・検討を行うことによって、学会の活性化ならびに発展を促進する。
- (1) 学術講演会の企画立案・実施に関する事項
  - (2) シンポジウムの企画立案・実施に関する事項
  - (3) 分科会の設置・活動案の企画立案に関する事項
  - (4) 研究部会の設置・活動案の企画立案に関する事項
  - (5) 若手研究部会の設置・活動案の企画立案に関する事項
  - (6) サマースクール企画立案に関する事項
  - (7) 電子顕微鏡大学の企画立案に関する事項
  - (8) その他、学会の発展に必要な企画および顕微鏡学境界領域の研究促進

(任務の範囲)

第 3 条 本委員会は企画立案・実施において、会員のみならず、会員外で顕微鏡学に興味を持つ一般の学生・研究者等を事業の参画対象とし、公益性の発現に努めなければならない。

- 2 第 2 条の各項を実施するに当たり、以下を含める必要がある。
- (1) 会員、会員外を対象としたゼミナール・講習会・見学会の開催
  - (2) 啓発的・教育的見地からの学術活動の企画、印刷物などの出版の企画・発行
  - (3) その他、必要となる企画の立案・提案

第 3 章 組 織

(組織)

第 4 条 本委員会は、次に掲げる組織とする。

- (1) 委員長は副会長があたり、企画立案の全体を掌理する。
- (2) 副委員長は常務理事のうちの 1 名を委員長が指名する。
- (3) 委員は、会長、全ての常務理事、生物系および非生物系の理事若干名、会長の指名する会員若干名で構成される。

- 2 必要に応じて、学術講演会実行委員長、シンポジウム実行委員長、電子顕微鏡大学実行委員長、サマースクール実行委員長、分科会・研究部会・若手研究部会責任者を参加させることができる。

(任期)

- 第 5 条 委員長及び委員の任期は、2 年とする。ただし、理事会の決議を経て再任を妨げない。  
2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

- 第 6 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。  
2 委員長に事故があるときは、副委員長のいずれかが、その職務を代行する。

(会議)

- 第 7 条 本委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、代理出席は認めない。  
2 議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## 第 4 章 学術講演会とシンポジウム

(学術講演会の目的)

- 第 8 条 学術講演会は、顕微鏡学並びに関連する全ての学術分野について、最新の研究成果を発表し、学術的討論を通じて、広く社会に貢献することを目的とする。  
2 上記の活動を通じて、研究成果を広く会員ならびに顕微鏡学に関心を持つ者に還元し、会員の拡大に努め、学会の活性化を図る。

(学術講演会の構成)

- 第 9 条 研究発表の形式は口頭発表とポスター発表等を含み、質疑応答により一般参加者も容易に参加できるように配慮するべきである。  
2 基調講演や特定分野のトピックスに深く関与したセッションを設ける一方で、一般参加者による講演を積極的に受け入れるように工夫する必要がある。

(シンポジウムの目的と構成)

- 第 10 条 シンポジウムは、顕微鏡学並びに関連する学術分野のうち、特に取り上げて議論すべき分野について、最新の研究成果を発表し、学術的討論を通じて、社会に貢献することを目的とする。  
2 上記の活動を通じて、研究成果を広く会員ならびに顕微鏡学に関心を持つ者に還元し、会員の拡大に努め、学会の活性化を図る。

- 第 11 条 研究発表の形式は口頭発表とポスター発表等を含み、多彩な方式を採用するなど、会員外の者の積極的な参加のための工夫をする必要がある。

(学術講演会・シンポジウムの頻度、日時と場所)

- 第 12 条 学術講演会は、年度毎に 1 回開催し、開催時期は当該年度の開始から 3 ヶ月以内とする。  
2 講演会の期間は 1 日以上とし、総会を同時に開催するものとする。

- 第 13 条 シンポジウムは、年度毎に 1 回開催し、開催時期は当該年度の中盤以降とする。  
2 シンポジウムの期間は 1 日以上とする

第 14 条 開催場所は会員等の参加者の相互親睦が十分行われるに足る地理的条件を満たしてい  
る必要がある。

(学術講演会実行委員長とシンポジウム実行委員長の指名)

第 15 条 本委員会は学術講演会とシンポジウムを総括するために、学術講演会実行委員長とシ  
ンポジウム実行委員長を開催年度の少なくとも 2 ヶ年前までに選任し、理事会の承認を得  
なければならない。

- 2 実行委員長の再任は禁ずる。また、地域的に偏った機関に所属する者が続いてはならな  
い。
- 3 実行委員長は、学術講演会またはシンポジウムの運営の全てを掌理し、本委員会と理事  
会との密接な連携の基、事業を遅滞無く実施しなければならない。

(学術講演会とシンポジウムの活動報告書の提出)

第 16 条 学術講演会実行委員長とシンポジウム実行委員長は、事業終了時に、定められた内容  
と様式に従って活動報告書を本委員会と理事会に提出する。

## 第 5 章 分科会、研究部会と若手研究部会

(分科会、研究部会、若手研究部会の設置)

第 17 条 委員会のもとに、複数の分科会・研究部会・若手研究部会を設置する。設置の方針は本  
委員会において決定する。

(分科会の任務)

第 18 条 分科会は、顕微鏡学ならびに関連する学術分野における研究テーマのうち、継続的・普  
遍的・基盤的研究テーマに取り組む。

- 2 上記の活動を通じて、研究成果を広く会員に還元すると共に会員の拡大に努め、学会の  
活性化を図る。

(分科会の設立と構成)

第 19 条 学会が取り扱う研究分野を網羅したうえで各分野に分割し、分野ごとに必要に応じて分  
科会を設立する。

- 2 分科会は、提出された申請書により本委員会の審議に基づき、理事会がその設立を承認  
する。
- 3 分科会の申請・認可は 1 年ごとに行うが、5 年経過毎に見直しを行なうこととする。

(分科会の選考方法)

第 20 条 分科会は以下の三つの方法のいずれかで設立できる。

- (1) 本委員会が各分科会の世話人（責任者）を指名する。
  - (2) 本委員会が決めたテーマ（研究分野）に対して、学会員を対象として公募する。
  - (3) 学会員が自発的にテーマを設定し、申請を行う。
- 2 本委員会は、上記のうち、どの方法を採用するかをあらかじめ決めた上で指名、また  
は募集をする。

(研究部会・若手研究部会の任務)

第 21 条 研究部会は、顕微鏡学ならびに関連する学術分野における研究テーマのうち、トピック  
的・ ad hoc 的研究テーマに取り組む。

第 22 条 若手研究部会は、40歳以下の若手が中心なって、顕微鏡学ならびに関連する学術分野における研究テーマのうち、特に先端的で、学術的には未成熟ではあるが、今後の顕微鏡学を担うと思われる研究テーマに取り組む。

(研究部会、若手研究部会の設立と構成)

第 23 条 研究部会と若手研究部会は、あらかじめ委員会が採択件数を決めた上で、毎年公募する。

- 2 研究部会と若手研究部会は、提出された申請書により本委員会の審議に基づき、理事会がその設立を承認する。
- 3 研究部会と若手研究部会の期間は1年とするが、継続も認める。ただし、原則として3年継続を限度とする。

(分科会、研究部会、若手研究部会の運営)

第 24 条 設立を承認された分科会、研究部会、若手研究部会は、幹事を若干名置き、責任者を互選する。

- 2 責任者の任期は2年とするが、再任は妨げない。ただし、継続の期間を越えて引き続き責任者の任を継続することはできない。
- 3 幹事ならびに責任者は原則として学会員に限る。
- 4 責任者は2つ以上の分科会、研究部会、若手研究部会の兼任はできない。

(分科会、研究部会、若手研究部会への参加)

第 25 条 一般会員の参加、成果利用を容易にするため、年度始めに各分科会、各研究部会、各若手研究部会は年間計画を会報、ホームページなどにより広く会員および会員外に広報する。

- 2 開催プログラムや活動内容、活動計画などは、隨時、会報、ホームページ、その他の手段により広く会員および会員外に広報する。

(分科会、研究部会、若手研究部会の承認手続き)

第 26 条 分科会、研究部会、若手研究部会の設立・活動を行おうとする者は、定められた内容を様式に従って、企画案として年度毎に申請し、委員会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(分科会、研究部会、若手研究部会の成果)

第 27 条 各分科会、各研究部会、各若手研究部会で得られた研究成果は、学術講演会やシンポジウム、その他の学会諸行事の中で広く会員に公表することが望ましく、可能な限り欧文誌、和文誌に投稿・寄稿してその成果を広く会員および会員外に還元する。

(活動報告書の提出)

第 28 条 各分科会、各研究部会、各若手研究部会は、年度終了時に、定められた内容と様式に従って、1年間の活動状況を委員会に報告する。

- 2 分科会、研究部会、若手研究部会が継続の場合には、この報告書の提出を承認の要件とする。
- 3 年間活動報告に当たっては自己点検評価および学術運営委員会による点検評価を実施する。

(分科会、研究部会、若手研究部会の必要書式)

第 29 条 分科会、研究部会、若手研究部会の設立・継続の申請書ならびに年間活動報告書の様

式と内容については、別に定める。

(学術運営合同会議)

第 30 条 各分科会、各研究部会、各若手研究部会の責任者の相互連絡を密にし、有機的に研究活動を推進するため、本委員会の委員と分科会、研究部会、若手研究部会の責任者による合同会議を適宜開催する。

## 第 6 章 電子顕微鏡大学とサマースクール

(電子顕微鏡大学の目的と構成)

第 31 条 電子顕微鏡大学は、顕微鏡学並びに関連する最先端の技術を広く社会に広め、顕微鏡の重要性をアピールし、普及啓発活動を行う講習会として実施する。

2 特に、産業界での顕微鏡ユーザーの拡大と、技術レベルの向上を目指すとともに、研究成果を顕微鏡学に関心を持つ者に還元し、会員の拡大に努め、学会の活性化を図る。

第 32 条 電子顕微鏡大学の形式はトピックス毎の講義等を含み、質疑応答により一般参加者も容易に理解できるように配慮するべきである。

(サマースクールの目的と構成)

第 33 条 サマースクールは、次世代を担う学生・若手研究者を対象に、基礎から最先端技術までを講義と実習で習得させ、顕微鏡基礎技術と生物系応用技術に関する知見を深めることを目標とする。

2 特に、得られた成果を参加者自身が活用して、自らの研究に役立て、ひいては学会員として、学会の活性化に貢献してくれることを期待している。

第 34 条 実施される講習形式は講義と実習等を含み、多彩な方式を採用するなど、会員外の者、特に学生の積極的な参加のための工夫をする必要がある。

(電子顕微鏡大学とサマースクールの頻度、日時と場所)

第 35 条 電子顕微鏡大学は、年度毎に 1 回開催し、開催時期は、特に産業界からの参加を前提として設定する必要がある。

2 講習の期間は 1 日以上とし、実施毎に適宜定める。

第 36 条 サマースクールは、年度毎に 1 回開催し、開催時期は大学・高専等の夏期休暇中とする。

2 サマースクールの期間は 1 日以上とする

第 37 条 開催場所は会員等の参加者の相互親睦が十分行われるに足る地理的条件を満たしていく必要がある。

(電子顕微鏡大学実行委員長とサマースクール実行委員長の指名)

第 38 条 本委員会は電子顕微鏡大学とサマースクールを総括するために、電子顕微鏡大学実行委員長とサマースクール実行委員長を開催年度の少なくとも 2 ヶ年前までに選任し、理事会の承認を得なければならない。

2 実行委員長は、電子顕微鏡大学またはサマースクールの運営の全てを掌理し、本委員会と理事会との密接な連携の基、事業を遅滞無く実施しなければならない。

(電子顕微鏡大学とサマースクールの活動報告書の提出)

第39条 電子顕微鏡大学実行委員長とサマースクール実行委員長は、各年度の事業終了時に、定められた内容と様式に従って、活動結果を本委員会と理事会に報告する。

## 第7章 財 源

(所掌事業の財源)

第40条 本委員会の所掌する全ての事業の活動資金は、公益目的事業資金をもって充て、不足分については参加者が負担する。

## 第8章 事務局

(事務)

第41条 委員会の事務は、事務局において処理する。

## 第9章 雜 則

(雑則)

第42条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が決める。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。